

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律の概要

【補正予算関連】

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる、Beyond 5G（6G）を実現する革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に研究開発に係る基金の設置等を行う。



改正事項① 研究開発に係る基金の設置

令和2年度第3次補正予算により交付される補助金により、令和6年3月末までの間に限り、NICTの一部業務※1のうち、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であって一定の要件※2を満たすものに要する費用に充てるための基金を設ける。

改正事項② 助成金交付業務の対象の拡大

NICTによる助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部※3から高度通信・放送研究開発の全体に拡大する。

※1 ②の助成金交付業務、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する研究開発の業務並びにこれに係る成果普及の業務が該当。

※2 特に先進的で緊要なものであり、かつ、あらかじめ複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの。

※3 現在は、「成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するもの」に限定。